



ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、コーポレート・ガバナンスについて不断の機能強化および検証を行いながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

体制

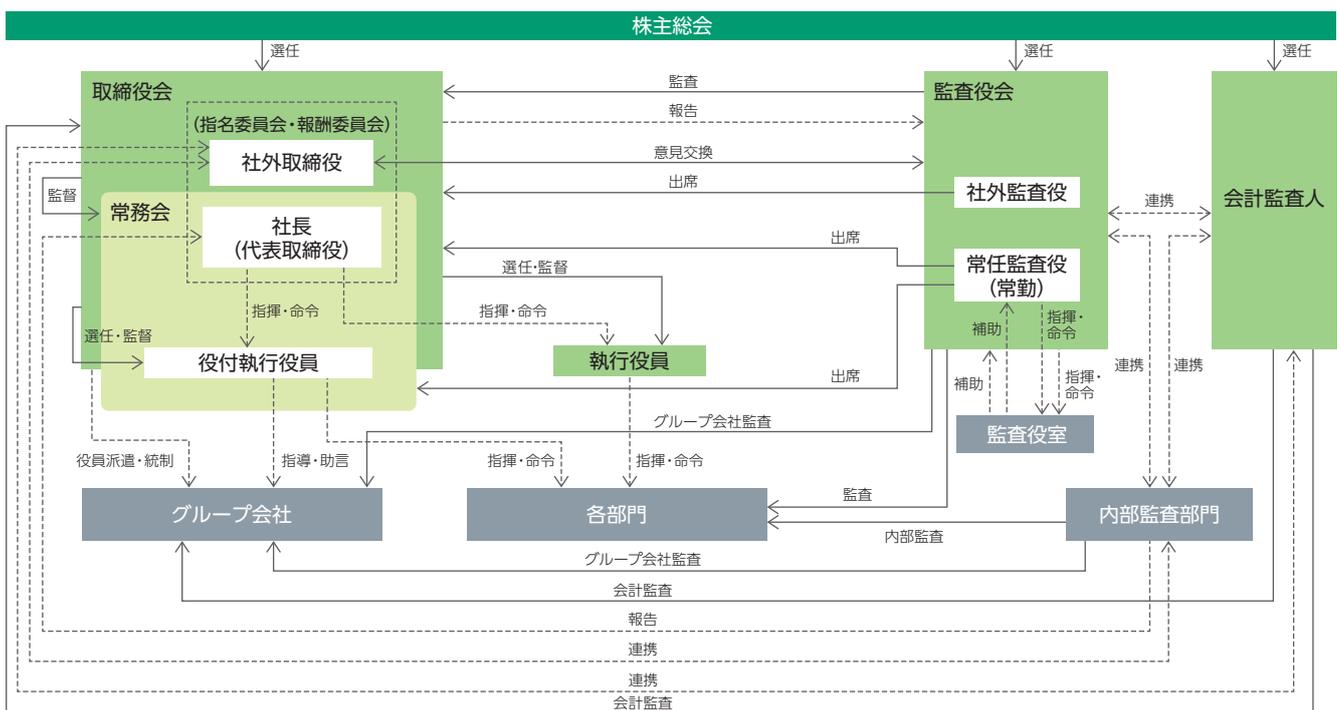
企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の主な役割を、経営方針などの意思決定と業務執行の監督とする一方、業務執行の機動性向上を図るため、執行役員を業務執行の責任者と位置付けることにより、業務執行機能と監督機能を明確に分化しています。

安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道

事業および運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要があるものと考えています。一方、全取締役の3分の1を社外取締役とするほか、それぞれ構成員の過半数を社外取締役が占める指名委員会および報酬委員会を設置することにより、指名・報酬をはじめとする経営の重要事項についての決定プロセスの客観性および透明性を確保しています。

コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制の概略（2020年6月18日現在）



また、内部監査部門は、監査役会に対して監査状況の報告を行うこととしており、同報告は社外取締役も聴取することとしているほか、監査役会は、内部統制システムの構築および

業務執行

取締役会

取締役8名(うち社外取締役3名)および監査役5名(うち社外監査役3名)で構成する取締役会(議長:代表取締役社長、事務局:総務部)は、原則月1回開催し、経営の基本方針および重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行っています。

常務会

取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について社長が決定するための審議機関として、役付執行役員*を構成員とする常務会(主宰者:社長、事務局:総務部)を週1回開催し、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めています。

*執行役員のうち上席執行役員以上の者

指名委員会

代表取締役兼CEOおよび社外取締役を構成員とする指名委員会(委員長:社外取締役)を設置し、指名プロセスの客観性・透明性・公正性を確保します。

監査役監査の状況

監査役5名で構成される監査役会(議長:常任監査役(常勤)、事務局:監査役室)は、原則月1回開催し、業務執行の監査を行っています。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況は右表のとおりです。

常任監査役 岩井啓一は、当社の経理部門に長く従事し、経理部長および経理担当役員を務めた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

運用について最終の責任を負う代表取締役との間で定期的に意見交換を行うなど、監査役会による経営の監督機能強化に努めています。

次の事項に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会で審議します。

- 取締役候補者および監査役候補者の決定、代表取締役の選定ならびに執行役員の選任
- 取締役、執行役員の解任および代表取締役の解職または不再任の当否
- 取締役会において決定された経営責任者のあり方および選定方針に基づく経営責任者の後継者計画の具体的な運用状況

報酬委員会

代表取締役兼CEOおよび社外取締役を構成員とする報酬委員会(委員長:社外取締役)を設置し、報酬決定プロセスの客観性・透明性・公正性を確保します。

個々の取締役報酬および役付執行役員報酬の決定に関しては、取締役会の決議をもって、代表取締役社長に一任されていますが、その決定に当たっては本委員会の承認を経なければならないこととしています。また、役員報酬制度の改定に関しては、取締役会に先立ち、その内容について本委員会で審議します。

監査役会への出席状況

	氏名	開催回数	出席回数
常任監査役	藤田 隆一	3回	3回
常任監査役	勝山 正章	13回	13回
常任監査役	岩井 啓一	10回	10回
社外監査役	奥 正之	13回	12回
社外監査役	荒尾 幸三	13回	12回
社外監査役	饗庭 浩二	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、監査報告、監査に関する基本事項、「共創136計画」の進捗状況、常務会議案および報告事項、会計監査人の監査状況、会計監査人の評価、内部監査などの状況および次年度計画などです。

監査役会は、代表取締役および各部門の担当役員との間で、定期的に意見交換を行うほか、必要に応じ、取締役、執行役員および使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うことができる体制を整えています。また、常任監査役は、常務会その他重要な会議に出席し、当社および当社グループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績および財産の状況などの報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書および内部監査報告書など重要な文書の回付を受けている

常任監査役より

社外監査役と常任監査役との連携を強化し監査機能の実効性向上に取り組んでいます

当社では、社外監査役の強固な独立性と常勤の常任監査役の高度な情報収集力の組み合わせによる監査機能の実効性向上に取り組んでいます。そこで、常任監査役は、公益社団法人日本監査役協会が主催する研修などを通じ、知識の習得・更新に取り組み情報収集力を高めることで、社外監査役に対する適時適切な情報提供に努めています。これに対して、社外監査役からは社内の視点では気付きにくい有益な指摘・提言をいただいております。2019年度は、指摘・提言を受けて、内部通報の状況を監査役会で報告したほか、IT関係の活用状況やリスク対策などに関して監査を実施しました。

ほか、当社グループの施設および経営地などへの実地調査を行っています。常任監査役は、当社事業に精通する立場から、これらの活動により収集した情報を、監査役会において社外監査役に報告し、適宜説明を加える一方、これに対し、社外監査役は、その専門的知見や外部での経験に基づく指摘や意見陳述を行うなど、それぞれの役割分担に従い相互に機能を補完することで、監査役監査の実効性を高めています。

このほか、監査役の機能強化のため、監査役会および監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しています。監査役室の所属員2名は、監査役の指揮命令に服するとともに、その異動および評価については、常任監査役の同意を得ることとしています。



常任監査役
岩井 啓一

常任監査役
浦井 啓至

また、社外監査役と常任監査役は意見交換会や当社グループ施設の合同視察を通して、当社グループ全体の状況を連携して把握するよう努めています。さらに2019年度は、当社の常任監査役と当社グループの常勤の監査役、取締役監査等委員との情報交換会を発足させ、連携を強化・向上しました。

今後も、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、経営状況の推移と当社グループを取り巻く経営環境の変化を把握し、適時適切なリスクマネジメントの向上に向け、能動的・積極的に意見を表明するよう努めていきます。

社外取締役・社外監査役

社外取締役

社外取締役には、企業経営者としての見識や経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の効率性と透明性の向上に資する機能を担っていただいています。

社外監査役

社外監査役には、企業経営者や弁護士としての見識、経験、専門性を監査に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の透明性確保と監査の質的向上に資する機能を担っていただいています。

独立性に関する基準または方針
および選任状況に関する当社の考え方

社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないことおよび東京証券取引所が独立役員への届出に当たって定める独立性基準に該当しないことを前提としながら、安全輸送の確保を社会的使命とする鉄道事業をはじめ、多岐にわたる当社グループの事業における業務執行を監督または監査する上で必要となる見識や経験を有すること、および株主の皆さまからの負託に応えるべく、独立した立場から期待される役割を適切に果たすために、積極的に活動する意欲や資質を有することを要件とします。

これに基づき、当社は、独立性を有する社外取締役および社外監査役を選任しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の維持向上に、十分機能し得る選任状況であると考えています。

社外取締役・社外監査役の選任理由と活動状況

役員区分	氏名	独立役員	選任理由	取締役会・監査役会への出席状況(2019年度)	
社外取締役	園 潔	○	銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できる。	取締役会	11 / 12回
	常陰 均	○	銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できる。	取締役会	10 / 10回
	肥塚 見春	○	百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループの経営全般に対する的確な助言や監督が期待できる。	取締役会	10 / 10回
社外監査役	荒尾 幸三	○	弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってきた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できる。企業法務に精通しており、財務・会計に関する知見を有している。	取締役会	12 / 12回
	饗庭 浩二	○	生命保険会社の業務執行者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できる。生命保険会社での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有している。	監査役会	12 / 13回
				取締役会	12 / 12回
國部 毅	○	銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社グループにおける監査の実効性を高めていただくことが期待できる。銀行での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有している。	監査役会	(新任)	
			取締役会	(新任)	

サポート体制

取締役会の事務局は総務部が担っており、社外取締役または社外監査役による監督または監査を実効性あるものとするため、社外取締役および社外監査役に対して、可能な範囲で取締役会資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて、議案およびその内容について、担当役員などにより事前に説明を行う機会を設けます。また、社外取締役に対しては、取締役会開会前に、事務局から、議案および報告事項の要旨を説明することとしています。以上のような取り組みにより、取締

社外取締役より

沿線価値と企業価値の持続的向上の一助となるよう努めます

2019年6月より、社外取締役を務めております常陰均です。

足許では、新型コロナウイルスの感染拡大が、私たちの社会・経済活動や生活に甚大な影響を及ぼしています。社会全体で日々の生活への不安が高まる中、「鉄道」という重要な社会インフラを担う当社に対しては、各種サービスを継続的にかつ安全に提供することへの期待が日々高まっています。

また、沿線地域と密着した事業活動を数多く展開している当社は、高い公共性を求められており、社会的使命として、事業活動を通じた環境への影響を常に配慮する必要がありますと考えています。2017年に制定した「南海環境ビジョン2030」においては、事業環境に影響の大きい「地球温暖化」、「循環型社会」、「生物多様性」などの課題への取り組みを通して、沿線の環境価値向上に貢献することを示しており、省エネ車両の導入などによるCO₂排出量の削減や、沿線の生態系維持に現在着々と取り組んでいるところ です。

役員における意思決定手続きの適正性確保に努めています。このほか、取締役会を欠席した社外役員に対しては、審議内容および報告事項資料ならびに審議通知書の送付を行っています。

監査役会の事務局は監査役室が担っており、監査役会開催日時の連絡、議題の事前通知などを行うとともに、必要に応じて、各事業所の実地監査の補助を行っています。

また、常務会で付議された内容や、その他決裁書類などから得た情報のうち、監査を行う上で有益な情報を、常任監査役から社外監査役に対し適宜説明および報告を行っています。

社外取締役
常陰 均



こうした取り組みを含めまして、当社は、「満足と感動の提供を通じて、選ばれる沿線・選ばれる企業グループとなる」というビジョンの実践のため、お客さまや地域が抱える課題を解決し、「沿線価値」を持続的に向上させることにより、当社の企業価値向上を目指していきます。加えて、来るべき「大阪・関西万博」や「なにわ筋線」の開業に向け、沿線の玄関口である「なんば」のまちづくりなど、新たな未来を拓く沿線づくりに向け、当社グループの総力を発揮していきます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞している日本経済の復活に向けては、「大阪・関西」の復権は不可欠であり、そのためには当社の沿線価値と企業価値の持続的向上が必須であると感じています。その一助となるよう、私自身、金融機関での経営経験・知識を活かし、ビジネスにおける課題やガバナンスにおける重要事項を把握し、社外取締役として経営の監督を行ってまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

役員報酬制度

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役および役付執行役員報酬を監督給と執行給に区分します。監督給は、取締役に対して、固定かつ一律同額を金銭で支給します。執行給は基本報酬、賞与および株式報酬で構成し、役付執行役員に対して支給します。報酬の構成割合については、業績向上へのインセンティブを高めること、株主価値や株価を意識した経営の浸透を図ることを勘案して、基本報酬60：賞与25：株式報酬15としています。詳細は下表のとおりです。

なお、個々の取締役報酬および役付執行役員報酬の決定に関しては、取締役会の決議をもって代表取締役社長に一任されています。代表取締役社長は、役位ごとの報酬額の決定および役付執行役員の個人業績の評価・決定に係る権限を有していますが、その決定に当たっては報酬委員会の承認を経なければならないこととしています。また、役員報酬制度の改定に関しては、取締役会に先立ち、その内容について同

委員会で審議します。監査役報酬については、監査役協議により決定しています。

株式報酬制度の概要

対象者	取締役(社外取締役および国外居住者を除く)および役付執行役員(取締役兼務者および国外居住者を除く)
対象期間	第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
交付に必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	合計金1億80百万円
当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法
ポイント付与基準	役位などに応じたポイントを付与(1ポイントは当社株式1株)
交付時期	原則として退任時

※ 対象期間は、取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて延長することができることとしています。

報酬の構成割合

基本報酬 (60/100)	<ul style="list-style-type: none"> ● 役割・責任に応じた固定額を、金銭で支給 ● 当該事業年度の「会社業績」と「個人業績」に基づき算定した額を、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に一括して金銭で支給 ● 会社業績部分と個人業績部分の比率は、70：30 ● 社長は会社業績のみで算定 														
賞与 (25/100)	<p>会社業績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条件指標があらかじめ定める水準をクリアした場合に、目標指標の達成状況に応じて算定し、支給 <p>〈条件指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業年度ごとに一定水準の利益が確保され、株主の皆さまに安定的な配当が行えることを支給の条件として考え、親会社株主に帰属する当期純利益を条件指標とする ● 当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が、過去5年間における最高値および最低値を除いた平均値の70%を下回った場合は支給しない <p>〈目標指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「南海グループ経営ビジョン2027」および中期経営計画「共創136計画」の達成に向けたインセンティブを高めるため、同ビジョンおよび同計画の数値目標である連結営業利益を目標指標とする ● 期初に策定する予算に対する達成率について、80%から120%の間で直線的(比例的)に支給率に反映させることとし、標準額を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動 ● 達成率が80%を下回った場合は支給しない ● 2019年度における条件指標および目標指標の実績は次のとおり <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>条件指標</td> <td>実績</td> <td>過去5年間における最高値および最低値を除いた平均値の70%</td> <td>目標指標</td> <td>期初予算</td> <td>実績</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>親会社に帰属する当期純利益</td> <td>20,811百万円</td> <td>10,312百万円</td> <td>連結営業利益</td> <td>34,100百万円</td> <td>35,223百万円</td> <td>103.3%</td> </tr> </table> <p>(注) 連結営業利益の期初予算は、1億円未満を四捨五入して表示</p>	条件指標	実績	過去5年間における最高値および最低値を除いた平均値の70%	目標指標	期初予算	実績	達成率	親会社に帰属する当期純利益	20,811百万円	10,312百万円	連結営業利益	34,100百万円	35,223百万円	103.3%
	条件指標	実績	過去5年間における最高値および最低値を除いた平均値の70%	目標指標	期初予算	実績	達成率								
親会社に帰属する当期純利益	20,811百万円	10,312百万円	連結営業利益	34,100百万円	35,223百万円	103.3%									
	<p>個人業績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各人が毎年度定める目標の総合達成度を社長が4段階で評価し、その評価に基づき支給率を決定 ● 標準額を100%とした場合、支給額は0%または70%から130%の間で変動 														
株式報酬 (15/100)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法により当社株式を取得し、当社が各対象役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各対象役員に対して交付 														

役員報酬等に関する株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役報酬については、2019年6月21日開催の第102期定時株主総会において、限度額を年額5億14百万円(うち社外取締役50百万円、使用人分給与は含まず)(当時の対象員数9名(うち社外取締役3名))に改定しています。

また、同総会において、上記とは別枠で、信託を用いた株式報酬制度の導入を決議しています。監査役報酬については、1997年6月27日開催の第80期定時株主総会において、限度額を月額7百万円(当時の対象員数4名)に改定しています。

役員トレーニング

取締役および監査役に対し、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングを、下表のとおり実施しています。

役員トレーニングの内容

全役員	適宜、外部研修などの受講を促し、必要な費用については会社で負担します。
社内	—
社外	当社グループ施設の見学会などを実施します。
社外 新任	法律やコーポレート・ガバナンスなどの専門家による研修を行います。
社外 新任	当社の事業内容、財務状況および経営戦略などに関する説明を行います。

取締役会の実効性評価

アンケートによる取締役および監査役全員の自己評価などをもとに、毎年、取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしています。

2019年度については、当社取締役会は概ね良好に運営され、前年度の分析・評価に基づき抽出した課題についても一定の改善がなされていることが確認できたことから、取締役会全体の実効性は確保できているものと分析・評価して

います。その一方で、中期経営計画などのPDCAサイクルの徹底や、次期中期経営計画策定に向けた審議時間・機会の確保、「顔の見える」映像・音声による遠隔会議システムなどを用いた取締役会の開催など、改善が求められる課題も依然として残されているため、今後、これらの課題も踏まえて、取締役会全体の実効性のさらなる向上に向けた取り組みを進めていくこととします。

内部統制システム

当社および当社子会社の取締役などの職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査およびコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しています。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社およびグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修などを通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めているほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しています。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行います。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善を図っています。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役および執行役員の職務の執行に係る文書は、「文書規程」などの社内規則に従い、適切に作成の上、保存・管理を行っています。また、「セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」および「可用性」を確保するための体制を整えています。

当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機（重大事故および災害を除く）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社および役職員ならびに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故および災害の発生または発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理などを定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客および役職員の安全確保と早期復旧を図り、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めています。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めています。

鉄道事業においては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しています。

今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めていきます。このほか、当社各部門の所管業務およびグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門または対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備などを行っています。

当社および当社子会社の取締役などの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織および事務分掌ならびに各職位に配置された者の責任・権限・義務などが明確に定められています。

また、執行役員制度を導入し、執行役員を業務執行の責任者と位置付け、業務執行機能と監督機能を明確に分化することにより、業務執行の機動性向上を図っています。

取締役会の設定する経営の基本方針に基づき、重要な業務執行について審議するために、役付執行役員を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めています。

グループ会社の取締役の職務の執行に当たっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性および自主性に配慮しつつ、事業規模・特性などを勘案した上で、組織形態・機関設計の基本方針を定めています。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しています。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査（グループ会社監査を含む）を計画的に実施する体制を整えています。

当社子会社の取締役などの職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」および「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるものとしています。

その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役職員をグループ会社の役員または幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営および効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化を図っています。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行に当たっては、当社審査委員会による厳格な審査手続きを設けるなど、グループ全体としての業務の適正を図っています。

当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会および監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しています。監査役室は、「社則」により、代表取締役その他の取締役および執行役員による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査役の指揮命令に服するとともに、その異動および評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしています。

当社取締役、執行役員および使用人は、常任監査役に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社およびグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績および財産の状況などを報告するほか、決裁後の稟議書および内部監査報告書など重要な文書を回付する体制を整えています。また、監査役の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしています。

「企業倫理ホットライン制度」の運用に当たっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、すべての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしています。

当社は、監査役会の監査計画などに基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合など、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとします。

リスクマネジメント

基本的な考え方

さまざまなリスクに対し適切に対応するため、リスクを組織横断的に管理する体制を構築し、事業に関わるリスク情報を把握するとともに、優先的に対処すべきリスク項目を選定しています。その上で、各部門およびグループ会社において、リスクの回避または軽減のための「南海グループ

BCP(事業継続計画)

当社では、大規模地震をはじめとする緊急事態が発生しても、重要な事業を中断させず、または中断したとしても可能な限り短時間で復旧できるよう、事前に行うべき対策と行動要領などを定めた「BCP(事業継続計画)」を策定しています。また、BCPが確実に機能するための訓練を適宜実施しています。

さらに、グループ会社においても順次BCPを策定しており、今後も展開に努めます。

リスク対策計画」を策定し、年間を通じて取り組みを行います。さらに、進捗状況の確認や評価を行い、次年度計画へ反映するなど、リスクマネジメントのPDCAサイクルを推進しています。



BCP訓練

事業等のリスク

当社グループの事業その他に関するリスクについては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に記載しています。当社グループは、グループ全体のリスクマネジメント体制を構築し、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、年度ごとに「南海グループリスク対策計画」を策定し、発生の回避および発生した場合の対応に努めています。なお、発生の回避および発生した場合の対応を一部記載していますが、係る対策が必ずしもリスクおよびその影響を軽減するものではない可能性があることにご留意ください。

本項については、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 経済情勢など

少子高齢化、沿線地域における人口、雇用情勢およびインバウンドをはじめとする関西国際空港利用者数の動向などにより、鉄道事業をはじめとする運輸業における旅客が減少することや、国内外の景気動向、消費動向および市場ニーズの変化により、不動産業、流通業、レジャー・サービス業などにおける売上高について影響を受けることがあります。このほか、為替の変動、原油価格の高騰による電力料金の値上げや資材価格の高騰が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、投資有価証券に係る株価変動、保有不動産の地価変動などにより株式や低収益物件などの減損処理が必要になる場合、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合

鉄道事業においては、一部路線が他社と競合しています。さらに、自家用車やバイクなどの輸送手段への移行が今後も影響を及ぼす可能性があります。

バス事業においては、2002年2月から乗合バス事業に係る需給調整規制が完全に撤廃され、新規路線参入については自由競争下にあるため、競争の激化により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の経営拠点であるなんばエリアにおいて経営する商業施設「なんばCITY」および「なんばパークス Shops&Diners」については、大阪市内における他のエリア(梅田、天王寺など)の大型商業施設と競合関係にあります。

(3) 法的規制

鉄道事業においては、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)の定めにより、経営しようとする路線および鉄道事業の種別ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない(第3条)、さらに旅客運賃および料金(上限)の設定・変更につき、国土交通大臣の認可を受けなければならない(第16条)こととされています。なお、これらの国土交通大臣の許可および認可については、期間の定めはありません。

また、同法、同法に基づく命令、これらに基づく処分・許可・認可に付した条件への違反などに該当した場合には、国土交通大臣は期間を定めて事業の停止を命じる、または許可を取り消すことができる(第30条)こととされています。鉄道事業の廃止については、廃止日の1年前までに国土交通大臣に届出を行う(第28条の2)こととなっています。

現時点におきまして同法に抵触する事実などは存在せず、鉄道事業の継続に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、同法に抵触し、国土交通大臣より事業の停止や許可の取消を受けた場合には、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記のほか、当社グループが展開する各事業については、さまざまな法令、規則などの適用を受けており、これらの法的規制が強化された場合には、規制遵守のための費用が増加するなど、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 大規模販売用不動産

大規模販売用不動産については、計画的な分譲を実施することにより、資金回収を図っていますが、主に郊外地域における土地価格の下落や住宅需要の都心回帰の傾向がさらに進んだことなどにより、郊外型大規模住宅開発には厳しい状況が続いています。今後も計画的な分譲を進めていきますが、少子化による住宅需要減や都心回帰の顧客志向がますます強くなることも予想されますので、資金回収の遅れが生じるなどの影響が出る可能性があります。

(5) グループ会社に関する事項

当社連結子会社である南海辰村建設株式会社は、グループ会社で唯一の上場会社であり、またグループ内の中核会社であるため、当社ではこれまでに第三者割当増資の引受や支援金の提供などの経営支援を行っていますが、同社において、想定外の受注環境の悪化などに見舞われた場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人事政策

鉄道、バスなどの運輸業においては、労働集約型の産業構造であるため、事業運営上必要な人材の安定的な確保が求められます。また、「選ばれる沿線づくり」や「不動産事業の深化・拡大」といった事業戦略を推進していくために多様な専門的な人材の確保・育成に努める必要もあります。これらの政策が環境変化などにより遅れた場合、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 投資

鉄道事業における投資については、連続立体交差化工事や安全運行確保のための各種更新投資が長期にわたりかつ多額となるため、その資金調達や金利負担が当社グループの業績および財務状況に影響を与えています。

(8) M&A

成長戦略としてのM&Aの実行に際しましては、外部専門家なども交え、対象会社の財務内容などに関するデューデリジェンスを綿密に行いますが、当該デューデリジェンスの過程で検知できなかった偶発債務や未認識債務などが顕在化した場合、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、M&A実行後の事業環境の変化に伴い、対象会社の収益力が低下した場合や期待するシナジー効果が実現できない場合、減損損失を認識する必要が生じ、投資の回収が不可能となるなど、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付会計

退職給付に係る資産および退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年から11年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしています。債務の計算における前提が変更された場合や、一層の運用利回りの悪化があった場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債

当社は、その事業の特性上、借入金依存割合が高い状況にあり、設備投資やM&A実行資金を用途に多額の社債発行や銀行借入を行った場合、有利子負債残高がさらに増加することが考えられます。資金調達手段の多様化を図り、財務健全性の維持に努めますが、金利変動により金利負担が増加した場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、格付機関が当社の格付を引き下げた場合、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 重要な訴訟

現在のところ、特に経営に重大な影響を及ぼすような重要な係争事件はありません。

今後の事業展開におきましても、あらゆる取引において契約内容の真摯な履行に努めていきますが、相手方の信義に反する行為に対しやむを得ず訴訟などを提起する場合や、相手方との認識の相違または相手方悪意により、訴訟などを提起される可能性があります。さらに、訴訟などの結果によっては、当社グループの社会的信用の失墜や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 事故・システム障害などの発生

安全安心な輸送サービスの提供を最大の使命とする運輸業を基軸に事業展開をしている当社グループにおいて、事故や自社設備の火災・爆発などが発生した場合、ならびに重大インシデント(事故が発生するおそれがあると認められる事態)が発生した場合には、社会的信用の失墜を招くばかりでなく、その復旧および損害賠償請求などにより業績に多大な影響を生じる可能性があります。

また、人的原因や機器の誤作動などにより、システム障害が発生した場合、事業運営に支障を来すとともに、施設の復旧や振替輸送に係る費用の発生などにより、当社グループの社会的信用の失墜や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。事故・システム障害の未然防止のため、保安諸施設や駅務システムの整備、更新や定期的なメンテナンスの実施、従業員教育の徹底など、さらなる対策に取り組んでいきます。

(13) 第三者行為やテロ活動など

第三者行為による事故発生やテロ活動および不正アクセスなどについても、不審物への警戒や施設内巡回の強化および情報セキュリティの確保などの対策を行っていますが、万一、テロ活動などが発生し、その影響を受けた場合には、事業活動に支障が出る可能性があります。

(14) 自然災害など

南海トラフ地震などの大規模地震やそれに伴う津波の発生、台風などによる風水害・地すべりといった自然災害により、当社の設備やインフラが多大な被害を受けた場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。高架橋柱をはじめとする鉄道施設やビルなどの耐震補強を計画的に実施するほか、橋梁などの防災・減災のため各種対策を講じています。

なお、(12)、(13)の事故発生などを含め、大規模自然災害が発生した場合の対処として、災害対策規程などの制定や、大規模地震を想定した事業継続計画(BCP)の策定、震災対応型コミットメントラインの導入など、被害を最小限にとどめる管理体制の強化を図っていますが、発生の地域、規模、時期、時間などにより、被害の範囲が大きくなる可能性があります。また、当社施設に直接の被害がない場合であっても、大規模自然災害に伴う、第3種鉄道事業者の施設被害や電力供給の制限、列車運行に必要な部品の調達困難などにより、鉄道輸送に大きな支障が出る可能性があります。

このほか、新型コロナウイルスなどの感染拡大により、インバウンド需要の消失や外出自粛による鉄道事業での輸送人員の減少、緊急事態宣言の発令に伴う商業施設の臨時休業など、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) コンプライアンス

当社グループでは、企業倫理の確立を図り、コンプライアンス経営を維持・推進するために、コンプライアンス遵守に関する教育を定期的実施するなどの啓発活動に努めていますが、これらに反する重大な不正・不法行為が発生した場合、当社グループの社会的信用の失墜や業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報資産の管理

当社グループでは、各事業においてお客さまや従業員の個人情報だけでなく、機密情報をはじめとする重要情報を保有しています。このため、リスクマネジメント強化を目的として、情報セキュリティ基本方針などの社内規程を整備するとともに、従業員に対する教育などに取り組んでいます。しかしながら、何らかの原因により情報が流出した場合には、損害賠償責任が発生する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が失墜し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 保有資産および商品などの瑕疵・欠陥

当社グループが保有する資産について、瑕疵や欠陥が発見された場合、または健康や周辺環境に影響を与える可能性などが指摘された場合、その改善・原状復帰、補償などに要する費用が発生する可能性があります。また、当社グループが販売した商品、売却した不動産、受注した工事、提供したサービスなどについて、瑕疵や欠陥が発見された場合、その改善および補償などに要する費用の発生や社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ

個人情報の保護

当社グループでは、多くの個人情報を扱うことから、個人情報を適切に利用・保護することを重要な責務と考えて「南海電鉄プライバシーポリシー」を制定し、運用しています。各事業部門や当社グループ会社においても事業内容に応じてプライバシーポリシーを定め社内外に公表し、運用しています。また、管理体制を整備するとともに、お客さま

からのお問い合わせ窓口を設置しています。

さらに、マイナンバーや特定個人情報の取り扱いに関しては、社内規定を整備し、適切な安全管理措置に努めています。

コンプライアンス

コンプライアンス経営の推進

企業倫理規範の制定

当社グループでは企業倫理を確立しコンプライアンス経営を維持・推進するため、「企業倫理規範」を制定しています。

企業倫理規範

1. 法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行う。
2. 顧客、取引先、株主等を含む幅広い社会との、健全で良好な関係の維持に努める。
3. 地域社会に貢献する良き「企業市民」たることを目指す。
4. 企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する。

2001年9月制定

コンプライアンス委員会の設置

当社では、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議しています。万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行います。

コンプライアンス担当者の配置

当社では、リスクマネジメント部をコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス経営を推進しています。また、コンプライアンス啓発の中心的な役割を果たす「コンプライアンス担当者」を社内各部門に配置しています。担当者は年度ごとに「コンプライアンス啓発実施計画」を作成し、啓発活動を行うほか、年2回開催される会議に出席し、進捗状況などについて意見交換をします。

当社グループ会社でも当社と同様の啓発活動を推進しています。

コンプライアンス教育の実施

当社グループ全役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図るため、階層別の研修を継続的に実施するとともに、各種集合研修などの取り組みを実施しています。また、毎年10月に設定する「コンプライアンス強化月間」では、啓発ポスターの掲示や、一般社員が具体的な事例をもとにグループ討議を行うコンプライアンス・フォーラム・ディスカッション(CFD)を実施しています。さらに「企業倫理規範」の精神を定着させるため、当社グループ

役職員一人ひとりの業務・行動にまで具体化して示す「コンプライアンスマニュアル」を制定するなど、コンプライアンス経営の理念浸透と反社会的勢力との関係遮断に努めています。

内部通報制度

当社グループの法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しています。運用に当たっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、すべての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為を

してはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしています。

暴力団排除条項の導入

政府が定めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを、企業が一層推進することを求めたものです。

これを受け、2008年度から各部(室)で締結する契約書などに暴力団排除条項の導入を図っています。

株主・投資家との関わり

当社では、時代に即応した明確な企業理念の下、広く社会に信頼される企業として、法令遵守はもとより、経営の透明性向上を重要な責務の一つと考えて「ディスクロージャー・ポリシー」を制定しています。この考えに基づき、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまに対する会社情報の公平かつ適時適切な開示を継続的に進めています。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、株主・投資家の皆さまと建設的な対話の促進に取り組んでいます。

株主の皆さまに対しては、定時株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けた取組みとして、招集通知の早期発送に努めるほか、発送に先立ちTDnetにより電子的に開示することを原則としています。

また、定時株主総会により多くの皆さまにご出席いただくため、集中日を回避した株主総会の設定を行い、積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めています(直近の第103期定時株主総会については、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、株主の皆さまにご来場の自粛をお願いするなど、感染防止措置を講じた上で開催)。さらに「株主通信(NANKAI REPORT)」の送付などを通じて、当社の経営状況に関する

理解促進と対話の充実を図っています。

機関投資家・アナリストの皆さまに対しては、年2回の決算説明会などを通じて、当社の経営戦略、事業内容および業績などを説明するほか、施設見学会、スモールミーティング、カンファレンス、個別面談などによる対話の充実に取り組んでいます。

また、オフィシャルサイトでは「企業・IR情報」のページを設け、四半期ごとの財務状況などのIR資料を掲載していますが、今後もステークホルダーの方々からのご意見などを反映し、その内容の改善に努めていきます。



個人投資家向け会社説明会の様子